

## みなかみ町民憲章の制定について

平成21年4月1日に「みなかみ町民憲章」を制定しました。

町民憲章を制定する目的は、全町民が共通の認識を持ち、夢と希望に満ちた活力ある「みなかみ町」を築くための道しるべを示すことです。

この町民憲章は、平成20年10月にパブリックコメントを行い町民の皆さんからご意見をいただいた後、みなかみ町協働のまちづくり委員会で平成20年12月より検討を重ねてきたものです。検討では、やわらかい文章表現にすることで、町民の皆さんに親しみを持ってもらふことと、子供たちにも理解できるよう分かりやすくすることを基本に策定を進めました。

そして、平成21年2月10日に、同委員会の松井委員長と前田副委員長から町長へ町民憲章が答申され、3月定例町議会で議決となり制定することができました。

この町民憲章は、町内の小中学校と各地区の公民館や集会所等に掲示してあります。町民の皆さん「夢と希望に満ちた活力ある町」を築いていきましょう！

## 制定までの経過

実施日	実施内容
平成20年10月 1日 ～ 31日	パブリックコメントにより町民から意見の募集
12月 8日	第1回みなかみ町協働のまちづくり委員会で検討
平成21年 1月14日	第2回みなかみ町協働のまちづくり委員会で検討
2月 4日	第3回みなかみ町協働のまちづくり委員会で検討
2月10日	正副委員長から町長へ町民憲章の答申
3月19日	3月定例議会で議決
4月 1日	みなかみ町民憲章の制定